

# オーストリア強制執行手続における執行管財人

出 口 雅 久\*

## 目 次

1. はじめに
2. 2021年オーストリア強制執行法の全面改正
  - 2.1. 債務者の協力義務 (Mitwirkungspflicht) の一般化
  - 2.2. 債務者の財産目録提出義務
  - 2.3. 執行管財人の導入
3. オーストリア強制執行法における執行機関
  - 3.1. 執行官 (Gerichtsvollzieher)
  - 3.2. 執行手続における執行管財人 (Verwalter im Exekutionsverfahren) の役割
  - 3.3. 執行管財人の選任
  - 3.4. 執行管財人の権限
  - 3.5. 執行管財人の独立性
  - 3.6. 執行管財人の活動の監督
4. GRExによる執行パッケージ
5. 明白な支払不能における「ミニ倒産管財人」としての役割
6. おわりに

## 1. はじめに

オーストリア強制執行法は、強制執行を行う執行債権者が、執行債務者のどの財産を差し押さえて処分すべきかを具体的に指定しなければならないという「特定主義」(Spezialitätsprinzip) を採用している<sup>1)</sup>。わが国において

---

\* でぐち・まさひさ 立命館大学法学部特任教授 立命館大学名誉教授

1) 770 der Beilagen XXVII. GP - Regierungsvorlage - Erläuterungen, S. 1 は、オーストリア

ても、金銭債権の差押命令の申立てには、執行債権者は、執行債務者や第三債務者を表示して、執行目的財産の表示には目的債権を「特定」するに足りる事項を掲げなければならない(日本民事執行規則133条2項)<sup>2)</sup>。したがって、オーストリアにおいても、またわが国においても、債権者が債務者の財産を知らなければ、金銭執行の申立てをすることは事実上不可能となる。しかし、執行債権者は、通常は執行債務者が所有するすべての財産を把握していないため、強制執行手続においても何らかの情報収集の手段が必要となる。そこで、ドイツにおける財産開示制度などを参考にして、わが国においても平成15年民事執行法改正において財産開示制度(民事執行法196条以下)が導入された<sup>3)</sup>。しかしながら、財産開示手続の実施要件がかなり厳格(民事執行法改正前197条1項~3項)であったことや、手続違反に対して過料の制裁が科されるに過ぎないことなどから、債務者が裁判所の開示命令に応じないケースがあり、申立件数も極めて少なかった<sup>4)</sup>。

これに対して、令和元年民事執行法改正においては、財産開示手続の実施要件について、申立てに必要とされる債務名義の種類を拡大した。すなわち、金銭執行の申立てに必要とされる債務名義であれば、いずれの種類の債務名義についても申立てができるようにした(改正民事執行法197条1項柱書)。また、改正民事執行法は、開示義務者の不出頭、宣誓拒絶、陳述拒

---

ア強制執行において執行債権者による特定主義を緩和することにより、強制執行手続の効率性を向上させ、現在の不満の多い執行状況を改善させることに寄与している。なお、オーストリア強制執行法の条文は、以下のサイトを参考にしている(<https://www.jusline.at/gesetz/eo> [2025年8月19日閲覧])。

- 2) 松本博之「民事執行保全法」(弘文堂、2011年) 6頁、内野宗揮・吉賀朝哉・松波卓也「Q&A 令和元年改正民事執行法制」(きんざい、2020年) 17頁参照。なお、中野貞一郎・下村正明「民事執行法改訂版」(青林書院、2021年) 704頁は、特定(同一認識)は目的債権の被差押適格の判定および差押命令の効力範囲の認識に資する、とする。
- 3) 山本和彦「論点解説・令和元年改正民事執行法」(きんざい、2020年) 4頁以下参照、財産開示制度について詳細は、内山衛次「財産開示の実効性」(関西学院大学出版会、2013年) 1頁以下参照。
- 4) 三木浩一編「金銭執行の実務と課題」(青林書院、2013年) 4頁【古賀政治】および内野宗揮・吉賀朝哉・松波卓也・前掲注2) 17頁以下参照。

絶および虚偽陳述に対しては、懲役刑を含む刑罰を規定した（改正民事執行法213条1項5号・6号）。このほか、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度として、不動産に係る情報の取得（改正民事執行法205条）、給与債権に係る情報の取得（同法206条）、預貯金債権等に係る情報の取得（同法207条）などが新設された<sup>5)</sup>。

しかし、わが国においては、平成15年民事執行法改正において財産開示手続が創設されて以来、債務者の財産開示手続は、依然として、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が執行裁判所として管轄（改正民事執行法196条）し、また令和元年民事執行法改正において新しく導入された第三者からの情報取得手続も、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときはこの節の規定により情報の提供を命じられるべき者の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄しており（同法204条）、債権者による債務者資産の探索には必ず執行裁判所が関与するという、諸外国の法制度と比較してもかなり手続的に厳格な制度設計となっていることは否めない<sup>6)</sup>。

これに対して、ドイツでは、かつて債務者が裁判官の面前で宣誓した上で財産開示をするものとされていた（開示宣誓【Offenbarungseides】）が1970年の司法補助官法・公証文書法の改正および開示宣誓を宣誓に代わる保証に改めることについての法律により司法補助官の権限とされ、債務者が宣誓に代わる保証をする方式に改められ<sup>7)</sup>、さらに1997年には第二次強制執行

5) 山本和彦・前掲注3) 5頁以下および内野宗揮・吉賀朝哉・松波卓也・前掲注2) 14頁以下参照。

6) 諸外国における債務者資産の探索については、*Masahisa Deguchi Editor, Effective Enforcement of Creditor's Rights*, p. 1-281 (2022) および三木浩一編・前掲注4) 114頁乃至274頁を参照。

7) <https://www.deutsche-digitale-bibliothek.de/item/BCGJTUM3LQLQJTRIHEER5I3KS7DFTZLT> [2025年8月21日閲覧] ドイツの司法補助官は高度な司法公務員であり（司法補助官法2条）、独立して裁定を下し、法律にのみ拘束される（司法補助官法9条）。司法補助官は債権およびその他の財産権ならびに不動産に対する金銭執行のための強制執行の管轄権を有する（*Brox-Walker, Zwangsvollstreckungsrecht*, 11.Aufl. Rdn. 13. 参照）。

法改正法により執行官の権限に移管され<sup>8)</sup>、そして2009年に行われた強制執行における事案解明の改革についての法律により財産開示手続や債務者の財産目録の制度が大きく変更され、債権者の権利保護をより迅速化するために執行官に大幅な権限委譲が行われている<sup>9)</sup>。また、1991年の民事執行法改正により導入されたフランスにおける財産照会制度は、2010年にはその管轄権を検察官から執行士 (huissier de justice) に移している<sup>10)</sup>。さらに、イスでは、執行機関である執行庁 (Betreibungsamt) が中心となって債務者に財産を開示させたり、第三者への問い合わせをしたりして債務者の財産を調査した上で、発見されたすべての資産の中から執行対象物を選択し、これを執行しており、極めて効率的な債権回収が実施されている<sup>11)</sup>。

かかる欧州各国における強制執行手続の様々な改正動向を受けて、2021年オーストリア強制執行法全面改正 (Gesamtreform des Exekutionsrechts [以下 GReX と略す])においては、執行手続の迅速化と効率化を主要な立法目的として、執行債権者は、執行の申立てにおいて執行目的となる債権等をもはや「特定する」ことはせずに債権執行を行うことを可能とし、強制執行手続における債権の探索は、その権限を専ら「執行管財人」<sup>12)</sup>に委譲するという新しい法制度が導入されるとともに、強制執行法の大幅な改正が

---

8) [https://dejure.org/BGBI/1997/BGBI\\_I\\_S\\_3039](https://dejure.org/BGBI/1997/BGBI_I_S_3039) [2025年8月21日閲覧]

9) Alexander Alsfasser, Sachaufklärung in der Einzelzwangsvollstreckung, 2018, S. 8ff; 三木浩一編・前掲注4) 181頁参照 [青木哲]。

10) 三木浩一編・前掲注4) 127-128頁 [山本和彦]。

11) 小柳茂秀ほか「民事執行手続の実効性向上に関する研究——債務名義実現のための民事執行調整人制度の提案」日弁連法務研究財団、法と実務18号 (2022年) 52頁参照。

12) 松村和徳ほか「2021年のオーストリア強制執行法改正 (3) ——その概要と関連条文試訳——」比較法学59巻1号 (2025年) 205頁以下では、オーストリア強制執行法改正により新たに導入された „Der Verwalter im Exekutionsverfahren“ の „Verwalter“ を『管理人』と訳しているが、原則として財産処分権を持たない強制管理人と異なり、債務者の財産調査と換価権を一手に引き受け、また倒産管財人に関する規定が準用されている執行手続における執行管財人の要件は、オーストリア倒産法 (IO) 80条2項に定める「倒産管財人」の要件と同一であることから、本稿では『管理人』よりもより強力な権限を与えられている点を考慮して、倒産管財人に倣って『執行管財人』という訳語を充てることとする。

行われた<sup>13)</sup>。

そこで、本稿では、オーストリア強制執行法 (Exekutionsordnung 以下 [EO]) と略す) 全面改正の中核とされた強制執行手続における「執行管財人」について考察する。

## 2. 2021年オーストリア強制執行法の全面改正

### 2.1. 債務者の協力義務 (Mitwirkungspflicht) の一般化

まず GReX では、債務者の協力義務についても少なからぬ改正が行われている。すなわち、GReX 以前では、債務者の協力義務は、不動産の強制管理 (改正前 EO 99a 条) と債権執行 (改正前 EO 306条) にのみ規定されていたが、EO 27a 条は、執行手続の実施を容易にするために、債務者の協力義務が一般化された。すなわち、債務者は、執行官または執行管財人に対して、執行に必要なすべての説明を提供し、必要なすべての書類を提出しなければならない。オーストリア執行実務において、特に動産執行において、債務者の協力なしに執行を成功裡に遂行することは、しばしば著しく困難であることが指摘されていたからである<sup>14)</sup>。また EO 81条 2 項は、執行管財人による財産探索を規定しており、債務者は、執行管財人に対してその帳簿および書類の閲覧を許可しなければならず、債務者および従業員・代理人（委任者）は、執行管財人に対する必要な情報を提供しなければならないと規定している。そして執行管財人の土地、店舗および住居への立入権限は、執行管財人が執行債務者のすべての差押え可能な財産を見つけ出し、債権者の満足を図るために必要とされている<sup>15)</sup>。

---

13) 770 der Beilagen XXVII. GP - Regierungsvorlage – Erläuterungen, S. 1; Franz Mohr, Das erweiterte Exekutionspaket, ÖJZ 2021/22, S. 1013.

14) 松村和徳ほか・前掲注12) 195頁: 770 der Beilagen XXVII. GP - Regierungsvorlage – Erläuterungen, S. 12.

15) 松村和徳ほか・前掲注12) 213頁。

## 2.2. 債務者の財産目録提出義務

オーストリア強制執行法においても、執行債権者にとって最も効果的な執行債務者による協力義務は、可能な限り完全な形で財産目録を提出する義務である<sup>16)</sup>。GREx 以前の学説によれば、財産目録提出義務は、執行債権者に対する民法上の情報提供義務を前提とするわけではなかったことから、GREx の理由書によれば、財産目録の作成は、債務者の換価可能な財産の調査における補助的手段とみなされ、その結果、債務者に対して財産の申告を求めるることは、いわば最終手段であり、動産執行または第三債務者が不明な場合の受給金執行において、他のすべての手段が奏功しなかった場合にのみ適用されるとされていた<sup>17)</sup>。そこで、EO 47条2項により、執行債権者が別段の申立てをしない場合には、債務者は、裁判所に対し、出生日を明示して、その全財産を申告しなければならないとした。また旧 EO 47条1項1号は、「動産に対する執行の実行が奏功しなかった」ことを要件としていたが、2021年 GREx では、「動産に対する執行が、執行場所で、または少なくとも債務者の常居所を有するもしくは事業を営む執行場所で行われたにもかかわらず、奏功しなかった」ことを要件とする改正を行い、EO 47条1項1号の要件を満たしていれば、すべての可能な執行場所を探し出す必要がなくなり、執行機関に債務者とともに執行場所での財産目録作成を義務づけた (EO 253a 条1項前段)<sup>18)</sup>。さらに、財産目録の提出を確保するために、正当な理由なしに執行債務者が執行機関に財産目録の提出を拒否した場合には、執行機関は執行債務者を拘引 (Vorführung) しなければならないと、履行確保のためのサンクションも強化している (EO 253a 条2項)。

16) 財産開示執行については、中野貞一郎・下村正明・前掲注2) 881頁以下参照。なお、効果的な財産開示手続の見直しについては、一般社団法人金融財政事情研究会「民事執行手続に関する研究会報告書」(平成28年6月) 1頁以下参照 (<https://www.moj.go.jp/content/001209872.pdf> [2025年8月22日閲覧])。

17) 松村和徳ほか・前掲注12) 198頁: 770 der Beilagen XXVII. GP - Regierungsvorlage - Erläuterungen, S. 14.

18) 松村和徳ほか・前掲注12) 199頁参照。

### 2.3. 執行管財人の導入

さて、GREx 以前は、オーストリア強制執行手続においても、執行債権者の申立てに基づいて、執行裁判所、司法補助官、執行官がそれぞれ執行行為を分担してきた。新しい執行管財人の制度は、執行手続の効率化を主要な目的として強制執行手続法の大幅な改正作業により導入されたものである<sup>19)</sup>。EO 79条は、倒産管財人や強制管理人に関する規定をモデルに創設されたものであり、執行管財人は、高い自治権を有し、可動財産に関する執行措置を実施する任務を負っている。その責任には、債務者の関連資産の特定、その資産の差押えと換価、および最終的な配当が含まれる。この改革の主な目的は、財産開示手続までは知ることができなかつた執行債務者の債権に対する強制執行の効率性を高めることであった<sup>20)</sup>。かかる執行管財人の導入により、執行債権者の効果的な権利保護の保障と執行債務者の財産情報に関するプライバシー保護という、両者の微妙なバランスを図りつつ、強制執行手続をより簡素化することにより、執行債権者側の手続上の負担を軽減し、より良い換価結果を達成することが期待されている。

---

19) *Lisa Juliana MARL*, Der Exekutionsvollzug durch den Verwalter in Exekutionssachen und den Gerichtsvollzieher - Ein Vergleich der Durchführung, Befugnisse und Auswirkungen, <https://unipub.uni-graz.at/obvugrhs/download/pdf/9740256?originalFilename=tru> [2025年8月13日閲覧]は、2023年にグラーツ大学法学部に提出された „Diplomarbeit“ である。本稿もこの論文に負うところが多い。2021年オーストリア強制執行法改正のポイントについては、松村和徳ほか「2021年のオーストリア強制執行法改正（1）——その概要と関連条文試訳——」比較法学58巻2号247頁以下参照。

20) *Franz Mohr*, Das erweiterte Exekutionspaket, 前掲注13) S. 1013. 強制執行における債権者の効果的な権利保護について比較法的な観点から考察した国際共同研究の成果としては、*Masahisa Deguchi*, 前掲注6) p. 1-281, 2022を参照。また旧ルクセンブルク・マックスプランク訴訟法研究所による国際共同研究の成果として Comparative Procedural Law and Justice, Part XIII – Enforcement, Chapter 2, Comparative Legal Perspective on the Effective Enforcement of Creditors' Rights, *Masahisa Deguchi* (<https://www.cplj.org/publications/13-2-comparative-legal-perspective-on-the-effective-enforcement-of-creditors-rights> [2025年8月19日閲覧]) も参照。

### 3. オーストリア強制執行法における執行機関

#### 3.1. 執行官 (Gerichtsvollzieher)

オーストリア強制執行手続においても、わが国と同様に、債務名義を前提に執行申立てを行うことによって金銭手続は開始される（処分権主義 [Dispositionsmätheime]）<sup>21)</sup>。しかし、オーストリア強制執行法には、日本法で強制執行の実施要件とされている執行文付与という法制度は存在せず、執行認可手続 (Exekutionsbewilligung) が必要とされている (EO 54条1項)。すなわち、オーストリア法では、執行認可手続、執行実施手続、配当手続という3つの段階に執行手続が分かれている。EO 24条1項によれば、執行官は、執行機関であり、執行手続を担当するが、執行手続において執行管財人が選任される場合には、この限りではない。執行手続における執行官の職務に関する規定は EO 25条から33条に定められている。なお、オーストリアの執行官は、少なくとも中学校の卒業証書を持っており、必要な法的知識を習得するための公務員試験を受ける必要がある<sup>22)</sup>。

これに対して、ドイツの執行官は、大学での法学教育を受ける必要はないが、多くは裁判所職員から採用されている<sup>23)</sup>。なお、ドイツの Schwetzingen に所在する司法補助官大学校 (Hochschule für Rechtspflege Schwetzingen) では、独立した自由専門職として活動しているフランスの執行士 (huissier de justice : 法学修士号が必要とされる) と同様に、ドイツの執行官にも債権執行を担当させるために、2016年から執行官 (Gerichtsvollzieher LL.B.) に3年間

21) わが国でも同様に金銭債権執行では処分権主義（特定主義）が妥当する（中野貞一郎／下村正明・前掲注2）289頁以下参照）。なお、松本博之・前掲注2）21頁も、執行手続には、強制執行につき各種の執行方法と執行目的物に関し、原則として債権者および債務者の処分自由から出発する「処分権主義」が適用されるとする。

22) *Lisa Juliana MARL*, 前掲注19) S. 1.

23) 山本和彦「執行官制度の比較法的検討——フランス・ドイツとの比較を中心に——」新民事執行実務 No.11 (2013年) 117頁。

の法学専門職養成（24ヶ月の専門法医学術教育+12ヶ月の地方裁判所および執行官事務所での実務研修）がパイロットプロジェクトとして試行されている<sup>24)</sup>。

オーストリアにおける執行官の義務違反行為については、オーストリア公職責任法（Amtshaftungsgesetz [AHG]）1条に基づき執行官が責任を負う<sup>25)</sup>。執行官は執行債権者の代理人ではなく、伝統的に「裁判所の延長機関」と考えられているので、執行債権者は執行官の行為については責任を負わない<sup>26)</sup>。

### 3.2. 執行手続における執行管財人（Verwalter im Exekutionsverfahren）の役割

EO 79条から84条までが、執行手続における執行管財人に関する基本的

---

24) 詳細は、ヴォルフ・ディートリッヒ・ヴァルカー著、内山衛次・出口雅久共訳「ドイツ強制執行法における効果的な権利保護」法と政治72巻3号（2021年）222頁以下および<https://www.hfr-schwertzingen.de/pb/Lde/Startseite>〔2025年8月19日閲覧〕を参照。ドイツにおける債権者の権利保護の改善のために執行官に債権差押えを移管する提案については、*Wolf-Dietrich Walker, Effektiver Rechtschutz in der Zwangs-vollstreckung nach deutschen Recht* in: *Masahisa Deguchi Hrsg, Demokratie, Rechtsstaatlichkeit und Menschenrechte*, S. 14ff. を参照。ちなみに、山本和彦・前掲注23) 116頁以下によれば、ドイツは学位不要・裁判所職員、イタリアは学位不要・司法省職員、スペインは法学士・自由専門職および裁判所職員、スウェーデンは法学修士・国家公務員、フランスは法学修士・独立自由職、ポーランドは法学修士・自由専門職となっており、大きくは公務員型と民間型に分かれているが、民間型とされるフランス法系では、大学院修士課程レベルの理論教育と実務教育が要求されており、必要に応じて公権力を行使する正当性の確保に努めている。世界各国の執行官制度について詳細は、国際執行官連盟（Union Internationale des Huissier des Justice: <https://www.uihj.com/>）を参照。ちなみに、わが国でも平成11年から執行官の給源を広く、公務員、司法書士、不動産鑑定士、銀行員、法律事務所職員、整理回収機構職員などにも拡大してきているが、従来まではその多くは裁判所書記官から採用されてきており、そして裁判所書記官の多くは大学法学部で法律学を学んだあと、裁判所書記官試験に合格し、裁判所書記官研修所での理論および実務教育を受けた後に裁判所書記官として活動しており、諸外国の執行官と比較してもかなりの実務経験を積んでいる（なお、執行官制度の改革については執行官実務研究会編「執行官実務の手引 第2版」（日本法研究会、2015年）2頁以下参照）。

25) Amtshaftungsgesetz – AHG, BGBl 20/1949 idF I 122/2013.

26) *Lisa Juliana MARL*, 前掲注19) S. 2.

な規定を定めている。これらの規定は、執行管財人の選任・選別、権限、報酬およびその活動の監督に関するものである。EO 106条以下に特別な規定がある場合を除いて、執行管財人にも適用される総則規定は、倒産管財人や強制管理人に関する規定に準拠している。新たに執行管財人の制度を創設したオーストリアの立法目的は、わが国をはじめ、多くの自由主義経済社会においてそうであるように、独立して生計を立てている執行債務者のケースでは、執行債権者はその執行債務者の資産を把握する手段が極めて限られており、必ずしも執行申立ての際に執行対象物を特定することができないという事情に由来する<sup>27)</sup>。そこで、執行管財人の役割は、自ら執行対象物を調査し、差押え可能かつ適切な財産権を選択し、この財産を換価することにより債権や財産権に対する強制執行をより効果的に遂行する点にある。オーストリアにおける新たな執行管財人の創設により、債務者の個人情報を執行債権者ではなく、執行管財人に提供することにより、執行債務者のプライバシーを保持しながら<sup>28)</sup>、執行申立ての際に執行債権者に課してきた執行対象目的物を特定する義務を緩和することで、執行債権者の効果的な権利実現を図ろうとしている<sup>29)</sup>。したがって、オーストリアでは、執行管財人の制度の導入により、執行債権者はもはや執行申立てにおいて差し押さるべき執行対象物を具体的に表示する義務はなくなり、結果的には、執行管財人は、執行官と執行裁判所の両方の役割を担う新たな執行機関とされている<sup>30)</sup>。この特定主義の緩和により、執行手続の効率性を向上させ、現在不満の多い状況を回避することができると考えられている<sup>31)</sup>。

---

27) Franz Mohr, 前掲注13) S. 1013.

28) 小柳茂秀ほか・前掲注11) 41頁も、裁判所に任命された弁護士などが「民事執行調整人」として債務者の強制執行の対象となりうる財産情報を収集し、債務者の心理的負担の軽減を図ろうとしている。

29) 松村和徳ほか・前掲注12) 205頁。執行債務者の個人情報の保護と執行債権者の効果的な権利保護の実現を図ろうとする点で、小柳茂秀ほか・前掲注11) 40頁以下における「民事執行調整人」の提案と通底するところがある。

30) 松村和徳ほか・前掲注12) 205頁。

31) 770 der Beilagen XXVII. GP - Regierungsvorlage - Erläuterungen, S. 1.

### 3.3. 執行管財人の選任

執行管財人は、執行債権者が EO 20条に基づく拡大執行パッケージを申請した場合、または財産権に対する執行が申請された場合 (EO 327条 1 項 2 文) は、原則として選任される。執行管財人の選任の要件は、最低報酬額 (EUR 500) を賄うための費用の事前支払いである (EO 82条 1 項)<sup>32)</sup>。執行管財人は消費税および現金支出の補償を受ける権利があるため、費用の事前支払いの依頼は EUR 600から EUR 700の範囲で行う必要があるが、実務上は、費用の預託金は通常さらに高額となり、EUR 700から EUR 1,000が請求される<sup>33)</sup>。

執行管財人には、自然人または、法人または登記された合名会社も選任することができるが、執行裁判所は、各個別事案に応じて適切な人物を選定しなければならない。その際、裁判所は、特に十分な事務組織と現代的な技術設備の有無、および未処理の執行手続の負担を考慮しなければならない (EO 80a 条 1 項)。とりわけ、執行管財人は、品行方正で信頼でき、事業に精通した者で、必要な専門知識、候補者が管理人として従事した過去の業務経験、その職業経験なども考慮し、管財業務を迅速に遂行できる者が選任されなければならない (EO 80a 条 2 項)<sup>34)</sup>。ここで必要な知識とは、民法、商法、強制執行法に関する知識および経営学の知識を指す<sup>35)</sup>。強制執行手続における執行管財人の要件は倒産法 (IO) 80条 2 項に定める倒産管

---

32) Franz Mohr, 前掲注20) S. 1014.

33) Lisa Juliana MARL, 前掲注19) S. 3.

34) 執行管財人は、多くは弁護士から選任されているが、その選任を軽減する措置として、倒産管財人リストを模範として強制執行事件において EO 436条による執行管財人リストが整備されている。リストには執行管財人と並んで強制管理人も登録されており、登録者の専門能力と事務所組織に関する情報提供をしている (松村和徳ほか・前掲注12) 207頁)。倒産管財人名簿と強制管理人名簿を比較すると、両分野に登録されている者が多数存在しているが、任命要件によると、執行管財人の役割にはやはり弁護士が特に適しており、(2023年8月段階において) 執行管財人名簿に登録されている109名のうち、弁護士でないのは5名のみとされている (Lisa Juliana MARL, 前掲注19) S. 3.)。

35) 770 der Beilagen XXVII. GP - Regierungsvorlage - Erläuterungen, S. 19.

財人の要件と同一である。したがって、倒産管財人として活動する者は、原則として執行事務における執行管財人の要件も満たしている<sup>36)</sup>。

### 3.4. 執行管財人の権限

執行管財人の権限等については EO 81条に規定されている。これらは執行官の権限と異なるものである (EO 24条1項)。執行管財人の実際の活動に関する法的根拠は主に EO 25条から33条に規定されている。これは、EO 249b 条が可動財産への執行<sup>37)</sup>に関して、執行機関に適用される規定は、法律で別段の定めがない限り、執行管財人にも適用される旨を定めているためである。しかし、執行管財人は、いわゆる動産執行だけでなく、債権執行、財産権執行、強制管理手続においても活動するため、各条項にも執行管財人の活動に関する規定が定められている。執行手続における執行管財人は、執行機関として活動はするが、執行機関そのものとして見做されるものではない。すなわち、必要に応じて公権力を行使する執行官とは異なり (EO 26a 条)、裁判所の一部ではないものの、ほぼ同じ権限を有しており、かかる執行管財人を一種の『自由業の執行官 (freiberuflicher Gerichtsvollzieher)』と呼称されている<sup>38)</sup>。EO 16条は、強制執行は、民事裁判所 (執行裁判所・司法補助官)、執行機関 (執行官)、または執行管財人によって直接行われると規定している。

---

36) *Lisa Juliana MARL*, 前掲注19) S. 5.

37) なお、日本民事執行法とは異なり、オーストリア強制執行法における『可動財産執行 (Exekution der beweglichen Sache)』は、不動産以外の3つの類型、動産に対する執行 (Fahrnissexekution)、金銭債権に対する強制執行 (Forderungsexekution)、財産権に対する執行 (Vermögensrechteexecution) を包括するカテゴリーである点に留意すべきである。

38) *Lisa Juliana MARL*, 前掲注19) S. 3; 山本和彦・前掲注23) 117頁および119頁によれば、フランスの執行士 (huissiers de justice) は、いわゆる株制 (office) を採用し、民営化された債権回収の専門職として発展してきた経緯があるが、他方、一定の範囲で政府のコントロールも受ける『独立自由職』とし、同時に、国家権力の行使の側面と債権者の代理人の側面の矛盾ないし抵触を必然的に孕む性質のものであり、いわゆる『二重の帽子 (double chapeaux)』の問題があると指摘しているが、オーストリアの執行管財人の法的性格もフランスの執行士に類似している。

EO 80条 d は、関連する強制執行手続における執行管財人と執行機関との協働および情報提供も定めている。EO 81条 1 項によると、執行管財人は執行機関のすべての権限を有し、執行管財人が任命された場合、執行機関の活動は不要となる。ただし、EO 26a 条に基づく閉錠された住居等の開錠などの強制執行権限は、公権力の行使として債務者の私生活に特に介入するため、この例外に該当する。しかし、執行管財人は、執行官とは異なり、公権力を行使する権限を有しないにもかかわらず<sup>39)</sup>、動産、債権、財産権を差し押さえて処分することができる。EO 26a 条に基づく執行行為が必要となる場合、特に施錠された住宅やアパートのドアの開錠が該当する<sup>40)</sup>。執行管財人は、EO 81条 3 項により、第三者との関係において、その任務に関連する義務の履行を伴うすべての法律行為および法律上の行為を行う権限を有する。さらに、EO 84条 4 項によれば、執行債権者が執行申立てにおいて分割払いの合意を拒否していない限り、債務者との分割払い契約を締結する権限を有する<sup>41)</sup>。このような合意の締結は、原則として執行債権者との協議なしに可能である<sup>42)</sup>。執行官と同様に、執行管財人は不動産、営業所、住居において調査を行い、これらを捜索することができる。この権限は、執行管財人については EO 81条 2 項で、執行官については EO 26 条で同様の規定が定められている。執行管財人に関する規定で、執行官の規定を超える点として、執行管財人が差押え可能なすべての財産について

39) 小柳茂秀ほか・前掲注11) 51頁は、ドイツにおける執行官の民営化論について言及し、反対論者は、「公権力の行使は、原則として、公法上の勤務関係および忠誠関係にある公務員に、恒常的任務として委ねられる」とするドイツ基本法33条4項の趣旨や強制執行担当者の独立性や中立性が担保されないという問題点を指摘し、推進論者は、強制執行担当者の守秘義務などの職務上の規律を明確にし、国家の監督下に置くことでこの問題に対処しうるとする。オーストリアの執行管財人は、多くは倒産管財人リストに登録されている弁護士が担当し、執行裁判所の監督下に置かれている点に留意すべきである（EO 84条 1 項）。

40) *Lisa Juliana MARL*, 前掲注19) S. 6.

41) 2009年ドイツ強制執行改正法802b 条 2 項 1 号によれば、執行債権者は執行官に事案の和解的解決を委任することができる（詳細はペーター・ゴットバルト著／出口雅久訳「ドイツにおける動産執行」法學研究91巻 5 号（2018年）53頁以下参照）。

42) *Lisa Juliana MARL*, 前掲注19) S. 6.

調査を行うことができる点にある。配当手続において、執行管財人は配当案を独自に作成し、EO 87a条に従って自ら執行しなければならない<sup>43)</sup>。執行管財人は、EO 81条3項により、第三者との関係において、その任務に関連する義務の履行を伴うすべての法律行為および法律上の行為を行う権限を有する。

### 3.5. 執行管財人の独立性

EO 80b条1項によれば、執行管財人は、執行債務者および執行債権者から独立した者でなければならない。したがって、執行管財人は、オーストリア倒産法 (IO) 32条の意味での近親者または債務者の競業者であってはならないし、また執行債権者自身やその代表者、または代表者の従業員も、執行管財人としては認められない<sup>44)</sup>。同条2項によれば、執行管財人は、独立性を担保するために、その独立性自体に疑念を生じる状況が発生した場合には、たとえ執行管財人が実質的に独立している場合であっても、速やかにその状況を執行裁判所に届け出る義務を負っている<sup>45)</sup>。疑念が生じる状況の例としては、執行管財人が執行債務者に対して過去5年以内の、そして、執行債権者に対して過去3年以内の助言または代理活動をしたことがある場合や、執行債権者の直接の競業者ないしは手続関与者またはその重要な関係者に対して、現在、執行管財人が助言または代理活動をしている場合などが考えられる<sup>46)</sup>。

### 3.6. 執行管財人の活動の監督

GRExによって導入された執行管財人は公権力の行使の権限<sup>47)</sup>を有する

---

43) *Lisa Juliana MARL*, 前掲注19) S. 7.

44) 松村和徳ほか・前掲注12) 208頁。

45) 松村和徳ほか・前掲注12) 209頁。

46) 松村和徳ほか・前掲注12) 209頁以下。

47) ドイツにおいても執行官制度の民営化に関する議論については、柳沢雄二「ドイツにおける執行官制度の民営化に関する議論（1）」比較法学41巻2号（2008年）135頁以下参照。

執行機関ではないことから、その運用を適切に保障するためには、執行裁判所による執行管財人の監督が必要不可欠となる<sup>48)</sup>。EO 84条1項によれば、執行裁判所は、執行管財人の業務活動を監督する義務があり、執行管財人に対し、書面または口頭で指示を出し、報告や説明を求め、請求書その他の書類を閲覧し、必要な調査を行うことができ、重要な理由がある場合、執行管財人をいつでもその職から解任することができる。また、同条2項によれば、執行管財人がその義務を履行しないか、または、履行が遅延した場合には、裁判所は執行管財人に罰金を科して義務の履行を促すことができる。さらに、緊急の場合には、執行管財人の費用と危険負担で、特定の業務を処理するための特別執行管財人を任命することもできる。執行管財人は、強制管理人や倒産管財人と同様に、オーストリア公職責任法(Amtshaftungsgesetz) 1条の意味での裁判機関ではなく、その職務の遂行においての義務違反についてはその関係人すべてに対して個人責任を負う(EO 81a条1項3文)。執行管財人の行為に不服がある場合、執行不服申立て(EO 68条)または執行管財人の監督義務に基づく不服申立て(EO 84条3項)を提起できる。

#### 4. GRExによる執行パッケージ

GRExで導入された執行パッケージに関する規定はEO 19条から22条に定められている。ここでは、EO 19条に基づく通常執行パッケージ(einfache Exekutionspaket)とEO 20条に基づく拡張執行パッケージ(erweiterte Exekutionspaket)に区別される。両者は、いずれも金銭債権の回収を目的とする執行に適用される。

まず通常執行パッケージは、債権者が執行申立てにおいて執行手段を指定しない場合、EO 19条2項に基づき採用され、以下の内容を包含する。EO 249条1項に基づく動産および書類の執行、債権者が指定した反復可能な差

---

48) 松村和徳ほか・前掲注12) 210頁。

押え可能な金銭債権の執行、またはEO 295条に基づき算定されたもの（同条2項）、およびEO 47条に基づく財産目録の作成を含む。これらは、執行債権者により単独で申し立てることも可能である<sup>49)</sup>。勿論、執行債権者は依然として執行申立てにおいて執行方法や執行目的物を特定することもできる。通常執行パッケージとは、執行債権者が金銭債権の回収を目的とする執行を申し立てる際に、特定の執行方法を挙げずに申立てを行う場合に適用される執行手続である<sup>50)</sup>。

次に、債権者がEO 20条に基づく拡張執行パッケージを請求した場合、これはEO 249条から第345条に基づく可動財産に対するすべての種類の執行およびEO 47条に基づく財産目録の作成を含む。この場合、執行管財人の選任が必須である（EO 20条1項2文）。規定の文言によると、執行パッケージは、別段の申立てがない限り、可動財産に対するすべての執行形態を含む。したがって、ここでは1つまたは複数の執行の種類を省略することも可能である。執行債権者は、原則として、自らの債権を執行の方法で有利的に行使するために、手続の最初の段階で拡張執行パッケージを選択することができるが、回収すべき債権が10,000ユーロを超えない場合には、通常執行パッケージが優先する（EO 20条2項）。拡張執行パッケージは、動産執行がEO 19条による通常執行パッケージで不奏功であることが前提となっており、通常執行パッケージに対し補完的なものである<sup>51)</sup>。

なお、執行管財人の役割は、EO 106条による強制管理人の役割とも違いがある点を留意する必要がある。強制管理人は、不動産に対する請求権の執行にも関与するが、執行管財人は、原則として金銭的請求権の執行に限定されている点である。オーストリアにおいて執行管財人が導入された背景には、上述の執行法の大幅な改革により、一般または包括的な執行許可

---

49) *Lisa Juliana MARL*, 前掲注19) S. 8.

50) 松村和徳ほか「2021年のオーストリア強制執行法改正（2）——その概要と関連条文試訳——」比較法学58卷3号（2025年）159頁。

51) *Franz Mohr*, 前掲注20) S. 1013.

の対象がすべての種類の可動財産に拡大されたことがある。すなわち、執行債権者は、有体動産、金銭債権、および（その他の）財産権を含むすべての可動財産に対する執行の許可を申請することも可能となる。

## 5. 明白な支払不能における「ミニ倒産管財人」としての役割

執行機関および執行管財人は、GREx 以降、執行債務者の明白な支払不能を調査する義務を負っている。EO 49a 条 1 項は、執行手続において、執行機関または執行管財人が財産調査のための執行を実施した結果、債務者が明らかに支払不能であることが判明した場合、執行機関または執行管財人は、当該執行手続終了後、当該執行手続により命じられた執行手続の執行を停止しなければならない。オーストリアの判例法によれば、執行債務者が約 3 ヶ月間の期間内に支払期限が到来した債権の 5 % を超える部分を支払うことができない場合には、支払不能と推定される<sup>52)</sup>。この場合、債権は執行手続ではなく、倒産手続に移行する。支払不能が認められ倒産手続が開始された場合には、提出された金額は取り消し可能となり、返還義務が生じる可能性があるので、この手間を避けるためにも、倒産手続を適時につなげ始める必要がある<sup>53)</sup>。執行管財人の役割を理解するためには、その機能を倒産管財人の機能と比較することが役立つ。ただし、倒産管財人と異なり、執行管財人は職務と権限の両面で制限されている。すなわち、執行債務者のすべての資産に対する権限は付与されず、不動産以外の可動財産に限定されている。このため、従来から存在する強制管理人（EO 第106 条以下）の地位と一部類似しているが、その機能は、むしろ「ミニ倒産管財人」に近いと考えられる<sup>54)</sup>。実際、執行管財人を規律する多くの法的規

---

52) RIS-Justiz RS0126559; OGH 19.01.2011, 3 Ob 99/10w.

53) 770 der Beilagen XXVII GP - Regierungsvorlage – Erläuterungen, S. 15.

54) Martin Trenker, „(Andere) Vermögensrechte nach dem Ministerialentwurf zur Gesamtreform des Exekutionsrechts“, in ecolex („Zeitschrift für Wirtschaftsrecht“) 2021,

定は、倒産法 (Insolvenzordnung) における倒産管財人に適用される規定をモデルにしている。もっとも、倒産手続とは異なり、執行管財人の選任により執行対象資産の全体が執行停止されるわけではないが、執行管財人は執行対象資産の選択についてほぼ自由に決定できるものとされている (EO 27条3項)。

## 6. おわりに

GREx で導入されたオーストリア強制執行法における執行管財人は、多くの点で執行手続の効率化と改善をもたらした<sup>55)</sup>。通常執行パッケージには動産執行と給与執行が含まれ、執行官によって実施され、主に個人に対して執行申立てが行われる (EO 19条)。これに対して、拡張執行パッケージには、動産、金銭債権、財産権に対する執行、つまり可動財産に対するすべての執行と、執行管財人の選任が含まれる (EO 20条)。執行債権者は、拡張執行パッケージを申請することで、執行手続における自身の役割を原則として完了し、残りは執行管財人に引き継がれる。すなわち、執行管財人が財産調査、差押えおよび換価を独自に遂行する。執行管財人は、EO 27条3項を考慮して、執行対象目的物を自由に選択でき、広範な閲覧権および情報開示義務により、それらを特定する手段も有しているため、平均的な執行債権者よりも大きな優位性を有している<sup>56)</sup>。たとえば、執行債権者は、銀行口座預金に対する執行の場合に、まず口座の存在を確認し、執行が不奏功の場合に、提出可能な財産目録を通じてはじめて銀行口座の存

---

S. 317. なお、GREx 以降の強制執行手続と倒産法手続の連結としての包括執行手続については、グラーツ大学法学部に提出された „Diplomarbeit Marlene Schloffer, Das Gesamtvollstreckungsverfahren als Schnittstelle zwischen Exekution und Insolvenz, Graz, März 2022, S. 1-60. (<https://unipub.unigraz.at/obvugrhs/download/pdf/8005269?original-Filename=true> [2025年8月19日閲覧]) を参照。

55) 770 der Beilagen XXVII. GP - Regierungsvorlage – Erläuterungen, S. 1.

56) Lisa Juliana MARL, 前掲注19) S. 68.

在を知ることができる<sup>57)</sup>。執行管財人は、債務者の閲覧または情報開示により、そのような可動財産を自ら特定することができ、また、執行債務者に財産目録の提出を直ちに要求することもできる。これにより、執行債権者による追加の執行申立ておよび執行官および執行裁判所による複数の執行手続が不要となる。また、債権執行における金銭債権の強制執行や財産権の強制執行における財産権の強制執行は、執行管財人自身が行うことができる。当然ながら、執行管財人の業務には報酬が支払われるため、必要な費用が発生する可能性がある(EO 82条1項)。したがって、拡張執行パッケージは原則として通常執行パッケージの補完的なものとして、または最初のステップとして申請されるべきであり、10,000ユーロを超える債権の回収が目的の場合に限り申請可能である(EO 20条2項)。全体として、執行管財人の多くは倒産管財人の経験のある弁護士であり、職務上の守秘義務が課せられており、執行債務者のプライバシー保護を図りつつ、早期に執行債務者の財産情報を獲得し、その柔軟な手続裁量により、資産の価値を高める役割を果たすことが明らかである。執行管財人は、資産の選択や処分方法、期限の延長、分割払いの合意、第三者との法的取引や行為を行うなど、執行債務者と協力して、あらゆる状況で適切な措置を選択し、できるだけ早く執行債権者の満足を実現することができる。手続が簡素で柔軟かつ通常より効果的な資産の決定と実現を専門家に委ねることは、執行債権者にとって望ましい選択肢である。この利益が執行管財人のコストを上回るかどうかは個々のケースによる。いずれにせよ、一般的には執行債権者は執行管財人の関与を認めるか否かを決定する処分権限は有している。

翻って、わが国においても、執行債権者に執行対象物を特定する義務を課さずに、守秘義務を課せられた弁護士などが執行裁判所から『執行管財人』として任命され、財産開示手続を担いながら、執行債務者の個人情報を保護しつつ、差し押さるべき執行対象物の選択を任せる方式は、執行

---

57) *Lisa Juliana MARL*, 前掲注19) S. 68.

管財人の導入に伴う手続上の様々なコストについては議論の余地はあるものの、わが国における強制執行実務においても『執行管財人』のような制度を導入する需要はあるのではないかと考えるが、紙幅が尽きたので、「日本における強制執行手続における執行管財人」の検討については他日を期したい<sup>58)</sup>。

【後記】 私は、1991年4月1日に立命館大学法学部助教授として赴任して以来、34年間、本学に奉職して参りました。そして、記念すべき立命館創立125周年を迎えた2025年3月31日に定年退職をし、同年4月1日に改めまして立命館大学法学部特別任用教授として採用され、幸いにも法学部での教育・研究を継続することになりました。ここに今後の学校法人立命館の一層の発展を祈念するとともに、この間に公私に渡り大変お世話になりました学内外の皆様方に心より感謝を込めまして拙文を捧げることをお許しいただきたい。

\* 本稿は科学研究費基盤研究(C)一般 課題番号 JP20K01407の研究成果の一部である。

---

58) 小柳茂秀ほか・前掲注11) 54頁以下参照。なお、EO 82条1項によれば、執行管財人の最低報酬額はEUR 500（約85,000円）である。執行管財人の活動にはかなりの費用が生じるため、執行管財人が自動的に選任される拡張執行パッケージの場合には、回収すべき債権の下限EUR 10,000（約170万円）を設けている点は、わが国でも参考になると思われる。